

第十九回国会 農林委員會 會議錄 第十九号

昭和二十九年三月十二日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 足立 篤郎君 理事 佐藤洋之助君

理事 網島 正興君 理事 福田 喜東君

理事 吉川 久衛君 理事 芳賀 實君

理事 川俣 清吉君

秋山 利泰君 小枝 一雄君

佐々木盛雄君 今井 耕君

足鹿 覺君 井谷 正吉君

佐藤觀次郎君 中澤 茂一君

中村 時雄君 河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農地局長) 平川 守君

通商産業事務官(公益事業局長) 中島 征帆君

委員外の出席者

農林事務官(農林經濟局長) 松岡 亮君

農林事務官(農地局長) 林田修紀夫君

農林事務官(農地管理部長) 丸山 文雄君

農林事務官(食糧行政部長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政部長) 松岡寅治郎君

農林事務官(食糧行政部長) 原間 新作君

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

農林事務官(食糧行政部長) 肥田部化学肥料課長

專門員 難波 理平君
專門員 岩隈 博君
專門員 藤井 信君

三月十二日

委員佐々木盛雄君及び中村梅吉君辭任につき、その補欠として三浦寅之助君及び河野一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

同(原茂君紹介)(第三二八二号)
農業改良普及事業費国庫補助等に関する請願外一件(片島港君紹介)(第三二八四号)

同(井谷正吉君外二名紹介)(第三二八五号)

同外一件(大石ヨシエ君紹介)(第三二八九号)

地方農地事務局事務所の労働条件改善に関する請願(大久保武雄君紹介)(第三三二五号)

災害復旧事業に従事する農地局の定員増加に関する請願(大久保武雄君紹介)(第三三二六号)

食糧事務所の機構縮小反対に関する請願(井谷正吉君外二名紹介)(第三三三八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

農林予算に関する陳情書(大津市滋賀県指導農業協同組合連合会会長谷口久次郎)(第一六一八号)

農林予算確保に関する陳情書(宮崎市官崎農業協議会議長温水三郎)(第一六一九号)

食糧増産関係費予算の大幅増額に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長関井仁)(第一二二〇号)

農業改良普及事業に対する補助金に関する陳情書(玉島市阿賀崎浅口東部地区農業改良協議会長楠田初雄)(第一二二二号)

農地災害対策に関する陳情書(大津市滋賀県指導農業協同組合連合会

長谷口久次郎外一名)(第一六二二

消費米価等に関する陳情書(佐賀市神野町全国纖維産業労働組合同盟大和紡績労働組合佐賀支部長池田太一)(第一六二三号)

獣医師法の一部改正反対の陳情書(熊本市北新井町熊本県獣医師協会長(原田雪松外二名)(第一六二四号)

装師免許制度の存続に関する陳情書(青森県南津軽郡大光寺町青森県装師協同組合南支部長高木栄外六十二名)(第一六二五号)

小清水町に管林署設置に関する陳情書(北海道斜里郡小清水町長藤原教)(第一六二六号)

熊本農地事務局存続に関する陳情書(福岡市議会議長高丘松)(第一六二七号)

食糧事務所の機構縮小反対に関する陳情書(富山県議会議長渡辺栄吉)(第一六四七号)

同(愛知県豊海郡六ツ美村議会議長村田藤九郎外二十六名)(第一六四八号)

同(滋賀県栗太郡常盤村長杉本軍三外二十四名)(第一六四九号)

同(福岡市席田農業協同組合長関藤兵衛)(第一六五〇号)

農産物検査法の廃止並びに食糧事務所の減員反対に関する陳情書(鳥取県議会議長土谷栄一)(第一六五一号)

家畜保健衛生所廃止反対に関する陳

情書(北海道白糠郡白糠町長青木金吾外一名)(第一六五二号)

同(北海道札幌市江別町役場産業課長高間専一外十一名)(第一六五三

同(北海道空知郡滝川町滝川家畜保健衛生所協会長神部俊郎外五十四名)(第一六五四号)

同(福島県東白川郡棚倉町東白川郡畜産農業協同組合長鈴木康徳外十九名)(第一六五五号)

同(豊川市長福山政一外二十九名)(第一六五六号)

同(愛知県知多郡武豊町長中川益平外十名)(第一六五七号)

同(武生市長森広三郎外六名)(第一六五八号)

同(小浜市長今島壽吉外二十一名)(第一六五九号)

同(福井県南条郡南条村今村三太夫外六十八名)(第一六六〇号)

同(福井県丹生郡朝日町長光明正道外十八名)(第一六六一号)

同(福井県会議員農林委員長川崎成男外六名)(第一六六二号)

同(福井県大野郡上庄村長加藤正信外二十四名)(第一六六三号)

同(鈴鹿市石薬師町磯田正雄外二十三名)(第一六六四号)

同(三重県度会郡五ヶ所町長中西利助外五百八十五名)(第一六六五号)

同外一件(広島県豊田郡忠海町豊田郡畜産農業協同組合連合会長藤矢倫一外七十名)(第一六六六号)

同(広島県安芸郡東海田町長佐々木

情書(北海道白糠郡白糠町長青木金

吾外一名)(第一六五二号)

同(北海道札幌市江別町役場産業課

長高間専一外十一名)(第一六五三

同(北海道空知郡滝川町滝川家畜保

健衛生所協会長神部俊郎外五十四

名)(第一六五四号)

同(福島県東白川郡棚倉町東白川郡

畜産農業協同組合長鈴木康徳外十九

名)(第一六五五号)

同(豊川市長福山政一外二十九名)

(第一六五六号)

同(愛知県知多郡武豊町長中川益平

外十名)(第一六五七号)

同(武生市長森広三郎外六名)(第一

六五八号)

同(小浜市長今島壽吉外二十一名)

(第一六五九号)

同(福井県南条郡南条村今村三太夫

外六十八名)(第一六六〇号)

同(福井県丹生郡朝日町長光明正道

外十八名)(第一六六一号)

同(福井県会議員農林委員長川崎成

男外六名)(第一六六二号)

同(福井県大野郡上庄村長加藤正信

外二十四名)(第一六六三号)

同(鈴鹿市石薬師町磯田正雄外二十

三名)(第一六六四号)

同(三重県度会郡五ヶ所町長中西利

助外五百八十五名)(第一六六五号)

同外一件(広島県豊田郡忠海町豊田

郡畜産農業協同組合連合会長藤矢倫

一外七十名)(第一六六六号)

寿雄外九名(第一六六七号)
同(徳島市矢三町松岡義一外二百二十五名)(第一六六八号)
同(札幌市長高城憲夫外百六十四名)(第一六六九号)
同(鹿児島県薩摩郡末吉町松下七二外九十三名)(第一六七〇号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

肥料取締法の一部を改正する法律案(網走正興君外二十四名提出、衆法第一一七号)

農業用電力に関する件

○井出委員長 これより会議を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び開拓融資保証法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題としたし、前会に引続き質疑を行います。質疑の通告がございます。順次これを許します。佐藤親次郎君。

○佐藤(親)委員 農林漁業金融公庫についてお尋ねします。実は日本の農業は非常に遅れておりまして、アメリカのカリフォルニアの農業や西独の農業について見ますと、農業に一つの企画的なものがありますけれども、日本では全然そういうことがないわけでありまして、戦争のために日本の農業は十年間打撿てられておりまして、土地改良とかその他のことがほとんどできておりませんので、そういうためにも農林漁

業金融公庫というものは活用されるわけでありまして、本年度の九十五億くらいの金額で実際の要求額に達することができるとか、そういう点について政府の見解を承りたいと思ひます。

○平野政府委員 お話のように、日本の農業が遅れておると申しますか、これは日本の農業は土地の状況が極端に零細の形になっておるわけでありまして、従つてアメリカの農業のように近代的な経営が困難である、こういう事情にありますので、何としても日本の農業をさらに近代的に発展させる必要があるということにつきましまして、御意見の通りと存じます。そのために農林漁業金融公庫の資金が少額に過ぎるのではないかと、いろいろございしますが、これはお話の通りでありまして、政府といたしましては、極力この拡充強化に努力をいたしておるわけでありまして、九十五億というお話で繰入れの金でありまして、公庫全体といたしましては、本年度二百億以上の金をもつて要望に應じたい、こういうことにはいたしておるわけでございます。政府といたしましては、極力農林漁業金融公庫の拡大強化に努力をいたしておるわけでありまして。

○佐藤(親)委員 平野政務次官は私の隣の岐阜県でありまして、農業の事情がどんなに悪いかということはおよく御存じだと思ひます。私どもの考えるところでは、日本の農業は保護政策をやらなければ成り立たない。特に零細農の多いのが国でありますから、そういう点でもつと保護政策をやらなければ、

かつての農業恐慌があつたような段階が来るのではないかと。特に愛知県のような事情ですと、私も木曽川の下流にありまして特殊な事情でございまして、米を主としてつくつておるが、だん／＼農家が経済的に恵まれなくなつて来ている実情であります。そこで土地改良、耕地整理の問題等については、農家自身が金を持つておらぬ關係上、どうしても農林漁業金融公庫あるいは補助金の方法をとらなければ成り立たないという現状であります。特に米価が安い關係上、そういう点について非常に不満を持つておられますけれども、やはり百姓のことでございまして、毎年々々、今年は今後はといつておる間に、だん／＼悲惨な状態に追いやられて参ります。先日の足尾君から農林漁業金融公庫の金利の問題についていろいろ質問がございました。金利が今の農家の経済では非常に高過ぎるというのは、これは実際がさうでありまして、そういう点で、何らかの方法でも少し金利を下げる方法はないかということ、それから御承知のように、今のよう実情だと結局安い米を供出して、一番ばかみるのは米をつくる百姓だけという結果になるわけでありまして、こういう問題について、何らかの調整をする御意思があるかどうか、その点をお伺ひしたいと思います。

○平野政府委員 お話の通り、日本の農業は国が助成をする必要があることはまづ同感でございます。政府といたしまして、他の産業にまづたう類例を見ないような日本の農業に対するところの保護政策を伝統的にやつておるわけでございます。お話の土地

改良につきましても、国営につきましましては全額国庫負担、つまり五百町歩以上のものにつきましてはそういう措置をとつておられますし、また三百町歩以上の果實、これにつきましては国が五分、県が二割五分、すなわち七割五分の大幅の助成をいたしておるわけでありまして。その他小規模土地改良、団体営等につきましても、やはり相当の助成をいたしておるわけでありまして、しかも地元負担金の分につきましまして、この農林漁業金融公庫を通じて融資の形で助成をする、こういうふうにして政府といたしましては、日本の農業につきましてはまづたく特別の保護をやつておるわけでございます。しかしもとより、さらにもつとやるべきである、こういうふうに考えておるわけでありまして、ただいまお話の農業金利の引下げにつきましても、政府といたしましては、日本の金融政策全般を通じて金利の引下げに努力しておるわけでございます。特に農林金融につきましては、その趣旨から政策金融をいたしておるわけでございます。その政策金融の具体的な現われとして、この農林漁業金融公庫をつくりまして、これによつて特に低廉なところの資金の供給をいたしておるのでありまして、さらにもつとこの金利を引下げるべきであるという考えのもとに、本年は特にこの金融公庫のコストの引下げ、こういう趣旨から、信連に對しますところの業務委託という新しい方途を講じまして、これによつてさらに金利の低下をはかつて行きたいと考えておるわけでございます。

○佐藤(親)委員 先日予算委員会の分科会で問題になりましたが、日本の

林業につきましても、戦争中非常に益伐されて、その後政府の計画——吉田首相以下計画性がきらいなのであります。やつておらないと思ひますが、スエーデンのような国に行きますと、林業や何かの問題につきましては、百年計画でやつておるわけでありまして、ところが日本の実情は行きあたりばつたりで、そういうような長期的な対策もない。それだからスエーデンなんかには百年間ほとんど水害というようなことがないと思ひましたが、日本ではちよつと風が吹いても河川が氾濫して悲惨な状態になるわけでありまして。一体林業などという仕事は、むしろ国営でやるべきだと思ひますが、農林漁業公庫の中で、林業の融資を受ける金が多くなつておるのか、政府の方からひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 すでに御配付いたしました法案の關係資料の中に、二十九年年度の予定、前年度及び本年度の申込状況、貸付決定の状況も出ておりますので、それによつて御承知願ひたいと思ひます。

○佐藤(親)委員 戦争に敗れて土地が非常に少いので、日本の農林行政というものは非常に重大な役割を持つておるわけでありまして。ところがこれは言ひにくい話でございますけれども、自由党の農林大臣はどうもやつつけ仕事が多い。農業、漁業とも恒久対策を立てない。私たち非常にこれを残念に思ふのであります。そこで例の漁業協定の問題とか、あるいは戦前持つておりました千島、樺太方面の漁業問題とか、あるいは九州の西の方の中国とのいろいろ問題がありますが、以前は

世界的にも日本の漁業の地位は相当高かつたのでありますが、その漁場をなくしまして、今近海の漁業は非常に悲惨な状態になつておることは御承知の通りでございます。そういう点について農林当局はどんな対策をお持ちになつておるのか。また最近遠洋漁業が非常に盛んになりまして、これは莫大な資金を食ふと思ふのでありますが、そういう点についてもつと積極的な方法をとらなければ、このままではおそろしく漁業というものはだめになつてしまふような考えを持つわけでありまして、そういう点について御見解を承りたい。

○平野政府委員 お話の通り、日本は戦争によりまして幾多の水産資源を失いましたために、ただいま極力新たな水産資源の拡充に努力をいたしておるわけでありまして、さういふにいたしまして、最近におきましては、遠洋方面におきましては、南氷洋の捕鯨でありますとか、あるいは本年は特に北洋のさけ、ます漁場の獲得という方面につきまして、相当進展をいたしておるわけでありまして、昨年三船団の出漁を見たわけでありまして、本年は独航船だけでも百七十隻というふうに非常に増加をいたし、また船団も七船団を許可いたしました、昨年の倍以上の出漁を見ておるわけでありまして、あるいはまた遠く南方のフアラフ海方面につきましても、一そう進出をいたしておるというふうに、遠洋漁業につきましては、国際的にも漁業条約を締結いたしまして進んでおるようなわけでございます。近海の漁業につきましても、お話のように非常に資源が枯渇をいたしておりますので、特に本年はこ

の水産の増殖のために、格段の措置を講じておるわけでありまして、詳細につきましては水産長官の出席を求めまして、必要な御説明を申し上げたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 最後にもう一点伺います。国民公庫というのは非常にうまく行つておりまして、回収成績も非常によくなつております。長期に借りられる農林漁業金融公庫の方の回収状況がどうなるふうになつておりますか。またこういう問題について、将来どういう方法をやつたならば、もつと農民の金融ができるかという二点を、最後にお尋ねしたい。

○小倉政府委員 公庫の資金の回収でございますが、御承知の通り特別会計、それから公庫に返すようになりまして以来、発足になりましてから、長期資金ということから比べれば、まだその年月を経れておりませんので、本格的な回収はこれからになるわけでございます。ただいまのところはむしろ予想よりも、契約上の償還期限よりも繰上げて償還をして来る、こういうことも多いようでございます。焦げつきといったような事態は、ただいまのところ見当りません。

それから次の点であります。農家なり農村の実情に沿うように金融のやり方をくふうして参るという点につきましては、一つはこの公庫の長期資金の関係、もう一つは組合金融の関係、これを通じまして普通の短期の資金から中期まで、必要な措置を漸次拡充して参りたい、かように存じます。

○井上委員長 足慮寛君。

○足慮委員 簡単であります。この

間の続きを二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

本日私の要求しました信連に対する業務委託の方針なる文書をいただいたわけでありまして、その(4)の土地改良事業であります。「都道府県官でなく、且つ市町村の区域を超えないもの」というふうになつておりまして、先日も経済局長はこの運営について御答弁になつたわけでありまして、こういうふうになつておりましたのは、どういふ理由でこういうふうになつておるのでありますか、それをお一つ。

それから私がこの間しつこくお尋ねをいたしました畜産共同利用施設という点についてであります。(例)にありますが、ことさらにここに畜産共同利用施設というふうな畜産の文字が冠してあるのですが、これは現行法でそうなつておるから、そのものを引用されたにすぎないと思ひますが、私がこの間から言つておりましたのは、タバコ乾燥場の例を引用し、かつ今度議員提案をいたしております肥料の小規模配分等に対しても、当然この対象にしたい。こういう要望を込めた質問をいたし、その趣旨はよく御了承になつておると私は思ふのであります。が、この中の畜産という言葉をとつて共同利用施設として、その内容に、農家の経営上あるいは農業生産力増強、食糧増産というものに関連する内容を、これに含めて行くというふうにならぬものでありますかどうか。ただ畜産共同利用施設ということであると、これは畜産というふうに限定されておるので、その点非常に範囲が制約されておる。こういう点ですが、この点をまず伺いたい。

○小倉政府委員 初めの土地改良事業についての問題でございますが、御承知の通り土地改良の規模につきましては、大小さまざまございまして、これが団体ということになりました。な

おかつさまざまございまして、従いまして信連にやつていただくのは、その大規模なものについてはいかかかと存じまして、あるところを線を引きなければなりません。一つの考え方は、事業の金額で引くということもあると思ひます。そういう考え方もございまして、金額でいたしますと、事業計画の仕方によつては、同じ事業でありましても、金額を適宜増減するということがなりまして、困る事情が生ずるのではないかと思ふのであります。と申しますのは、信連へ委託する場合に、信連へ委託したものは、中金はそういう事業は取扱わない、そういうことで画然と線を引きます。というく不都合が生ずると思ひますので、できるだけ明確なところで線を引くという要請も一方にあるのであります。従つて金額で引くよりも、むしろ土地改良区の大ささといつたような、簡単明瞭に把握できるところで線を引く方が、申請をする側にとりまして、またそれを審査する側にとりまして、便利だろうというふうな考えなのであります。ちようど一般の協同組合につきましても、町村を越えるような大きな組合、あるいは連合会というものを省いて考える方が適当じゃないかという考え方も、歩調を合せたのであります。それから共同施設でございますが、いわゆる共同施設というふうな公庫の資金の貸付上申しておりますのは、ここであつております(4)から(7)までを

全部含んでおきます。なおその他も入つておりますが、これを全部合せて共同利用施設、こう呼んでいいのであります。が、この共同利用施設の中にも、若干種類の違いがございます。たとえ

ば電気導入施設なども、いわゆる共同利用施設の中に入つておりますが、これからは除いておきます。それから御指摘の、ここに列挙してあるもの以外一般の農業生産の共同施設についてであります。これもただ共同施設という点では非常に広汎なものが入つて参ります。各種の農村工業に至るまで入つて参るのであります。従つてはつきりいたしますものとして、従来公庫の資金の貸付の計画で特掲してある事業を、なるべくここにあげたのであります。ところで御指摘のように、肥料の小規模配分であるとか、葉タバコの乾燥施設というふうなことは、このバランスから申すと、むしろ信連に委託した方が適当かと存じます。ただここに包括的にあげましたのは、ほかの各種の大きな工場施設というふうなものも入つて参るおそれがある。その中で除いてあるが、御指摘の点はなお実施上検討して参りたいと存じます。ただここに入つておられないのは、従来公庫の具体的に列挙した項目に於いてあげましたので、その他に入つておらず。すなわち、各種のものが入つておりますが、まだ具体的な資金の計画と申しますか、わくもできておりませんので、省いていような次第であります。

○足慮委員 ただいまの御答弁中に、信連に委託云々というお言葉もありました。もちろんこれが信連固有の仕事であるには相違ない。単位農協でも信連でも、これは当然資金さえあればや

れるわけですが、やはりこういう相当長期にわたる資金については、先日申しましたように、葉タバコの乾燥場の問題にしましても、単協の手に負えない、また信連に行くまでに、金融機関等が有利な条件で食い込んで来るといふような点は、先般申し上げたので繰返しませんが、そういう意味で、この方針に拘泥するわけじやありませんが、共同利用施設の中に、いわゆるある程度の金額の最高をきめて、そして今小倉さんが指摘されたように、何百万の工場とか、そういうものはまた別な措置をとればいいのであつて、実際単協で当然やらなければならぬことではあるが、必ずしも単協で間に合はない。なか／＼そこら辺が運営上問題があるところなんぞ、私も現実にはそういう問題にぶつかつてしまふ／＼感じてゐるの

で、これはしつこいようですが申し上げてゐるのですが、そういうふうに肥料の共同施設といひましても、配合機料の大きいのをつけたりいろいろ施設をすれば、これは相当の金額になるが、簡単なものであれば、五、六十万が百万程度でやれるでしょう。そういうふうにもやんと一つの標準をつけて、無限大にそれが伸びて行かないようにさえすれば、私は間違ひなくやれるのじやないかと思ひます。そういう意味でここに――なるほど造林にしましても、あるいは牧野の改良事業にしましても、倉庫にしても、畜産の共同施設にしても、これは共同施設には相違ありません。これは従来からなつておるわけですが、私の言うのは範圍の拡大、しかもある程度共同利用という今後の農村の共同化なり復旧対策としていろいろ思ひついて来ると思ひ

ます。そういうものに対してやはり中期の安い資金を貸してやるといふことは、大きな農村対策になると私は思ひます。その点はせつかく御検討中であると言われますから、あえてこれ以上は申し上げませんが、先日と言われたいに、モデル地区的にでもやつてみたいという御意向もありました。これはまことにけっこうであります。そういった点を十分に真剣に御検討になつて、共同利用設備の範圍の拡大、一定限度の貸出し条件のもとにおける範圍の拡大という方向で御検討をお願いしたい。これはこれ以上お尋ねする余地もないと思ひますから、強く要望しておきたいと思ひます。

最後に、この方針の三項に「信連は右業務を受託するに當つて必要な機構、要員等受入態勢の整備を図るものとする。」といふことになつておるんですが、この問題が論議されて附帯決議となり、政府が成案を急がれて今日一年間を経過しておる。この間相當の時間がつたおるのであります。また受入態勢に不十分な点がありますが、必要な機構といふことは、何か具體的な方針をきめて信連にそれを指示され、その条件に満たなければ委託しないといふふうにお考えになつておるのであります。そこら辺の受入態勢との關係における当局のお考えを承りたいと思ひます。

同感でございますが、何分にも最初のことでありまして、とりあえずこの程度をもつて一応発足をいたしたいと思つておるわけでございます。やはり委託と申ししましても、原則としては中央に農林漁業金融公庫があつて、これが従来やつておつたわけでありまして、大きなものについてはやはり中央で取扱ふことの方が、監査の面でありまして、従つて委託してもさしつかえないといふような比較的輕微なものを委託してやる、こういうふうにお考えを願ひたい。これはこれ以上お尋ねするわけでありまして、何としてもやはり適當なところで線を引くということが必要であると思ひます。

○平野政府委員 足鹿さんのお気持はよくわかるわけでございます。そのお気持に基きまして、来年度からこの信連に対して業務の委託をやらんとしおるわけでございます。さらにこれををもつと徹底的にやるように、こういう御意見で、政府もその点はまづたく

ませんので、この程度のことをやるにいたしましても、やはり長期資金を扱うといふ専門の係なり、課なりあるいは人材なりを養成して行くといふことがどうしても必要になつて参りますので、そういう趣旨をうたつてあるものであります。しかしたとえば何人の課でもつてどういふ課をつくらなければいかぬ、こういうことを形式的に条件づけるという趣旨はございません。こういう新しい仕事はふえるわけでございます。新しい仕事に必要なる組織なり人員の拡充なり養成に努めてもらいたい、こういう趣旨であります。

○小倉政府委員 御承知の通り農協の信用組合連合会につきましては、従来こういう長期の資金の取扱ひは必ずしもなれておりません。一部ももちろんやつておるものもございますが、そう大きく貸し出すといふこともやつており

て、もつと域を越えた行き過ぎも相當私はあるように思ひます。それは一つの金融機關の特権のごとく、やや常識化されておるような傾向もあるものであります。こういう傾向に對しましては、農村の枯渴した金融に對して、真に救いの手を延べて行くという精神に合致するような運営をするように、一段と指導に重点を置いていただきたい。暗示をする程度ではなくして、この間も福田君からお話がありました。が、事業管理のような形になる。人事管理のようないふ思ふ、何か金融關係の特権であるかのごとき行き過ぎが相當見えるのです。これに事業の性質上やむを得ぬ面もあるものであります。が、

○井出委員長 他に御質疑はありますか。――ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○井出委員長 速記を始めて……。
他に質疑はありませんか。——御質疑もなければ、この際討論を省略してただちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び開拓融資保証法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて両案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際足鹿君より、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の提案がなされておりますので、発言を許します。足鹿君。

○足鹿委員 ただいま議決されました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につき、附帯決議を付するの動議を提出いたしたいと存じます。

案文を朗読いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
一、農林漁業金融公庫に対する資金需要に備えて、資金運用部からの借入等により、相当額の資金源の増額を図ること。

二、農林漁業金融公庫の業務を、都道府県信用農業協同組合連合会に委託する場合、共同利用施設に關して信用農業協同組合連合会の行う資金貸付業務の対象を拡大すること。

三、農林漁業金融公庫、農林中央金庫の資金の貸付に關連して、農林

漁業組合、同連合会の人専、業務等に対し不当に干渉するが如きことを排除し、運用の適正を期すること。

以上であります。提案の理由は別に要せないと思ひます。今までの質疑なり皆さんの御議論によつて、大体趣意をここに結集いたしましたので省略し、各位の御賛同をいただきたいと思います。

○井出委員長 ただいまの足鹿君の提案に對しては、御意見があれば発言を許します。——他に発言もなければ採決いたします。ただいまの附帯決議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。よつてただいまの附帯決議を付することに決しました。

この際本件に關し政府の所信を求めます。平野農林政務次官。

○平野政府委員 ただいまは、政府から出しておりますこの兩法案につきまして御議決を賜わり、感謝にたえない次第でございます。なお附帯決議も拝承いたしました次第でございますが、政府といたしましても、農林産業金融公庫のわくがこれをもつて足れりと考えておるわけではないのでありまして、さらに一層この拡大強化に努めたいと思ひますので、御意見を尊重いたしまして、御趣意に沿うように努力いたしたいと存じておる次第でございます。なおまた御決議の第二であります各地方信連等の運営につきましても、政府が不当なる干渉をなすというような考えは毛頭持つておらぬわけでありまして、従来も厳正、公正にやつて参つたつもりではございますが、一部政府の意のあるところを理解しない

者に、あやまつてさような遺憾な点がなきにしもあらずということも考えますので、今後はこういう点につきましても一層監督を厳重にいたしまして、法律の適正なる運用に努力いたしたい所存でございます。

○井出委員長 次に肥料取締法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑に入ります。質疑の通告があります。河野一郎君。

○河野（一）委員 簡単に二、三の点についてお尋ねいたしたいと思ひます。最初、為替のわくが非常にきつちつにならうと想定されますことは御承知の通りであります。農林省は大体燐鉱石もしくはカリ等の輸入に對して、どの程度の資金の割当を受けられる予定でおられるか、これは通産省にお尋ねするのが本旨と思ひますけれども、農林省におかれても当然これらの点については御相談を受けられることにもあろうし、御意見もあると思ひますから、この際御説明を願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 御指摘の外貨の事情からカリ塩なり燐鉱石の輸入について不安がないかということでございますが、私どもその点について、外貨の事情から肥料の輸入が減つて、その供給が不安になつて参りましたは困りますので、本年度の計画並びに実績等も参酌いたしまして、来年度の輸入につきましてもほぼ本年度程度のものが確保できるやうに、すなわち燐酸、肥料につきましては百七十五万トン程度生産量を確保するに必要な燐鉱石、カリにつきましては六十八万トン程度のものを確保するやうに、ただいま通産省と交渉中であります。

○河野（一）委員 交渉中はけっこうですが、われ／＼新聞を拜見しまして、少くとも数億ドルのドル資金をチャックするというにしておるようですが、肥料に關する限りはそういうことなしに行けるという確信がございなんですか。

○小倉政府委員 農林省といたしましては、そういうことで最大の努力をいたしたいと思ひます。

○河野（一）委員 私は努力を伺つておるのじやないのであります。この際私の伺おうとするのは、たとえば砂糖も足りなくなる、油脂も足りなくなる、極端に言えば、外米の輸入でもこの際ある程度削減しなければならぬだろつという情勢にあることを、われ／＼非常に憂慮するものであります。これも今のドル資金の關係からすればやむを得ないのじやなからうか、政府またこれを意圖しておるといふことをわれわれは了承するのであります。そのときに、今お話のやうに燐鉱石とカリだけは行くというやうな考え方を、一体その通り受取つていいか悪いか。これは農林大臣がおられれば農林大臣から責任ある御答弁を承つておきたいのです。が、一体それは間違ひなくそれでよろしうございませうかどうですか。それが行かぬというならば行くやうなことを考えなければならぬし、いいならいいという建前でこれからの肥料問題を考えるのです。それが根本ですがいかがですか。

○平野政府委員 お話の通り来年度の外貨予算につきましては、全般として圧縮せざるを得ないということでございますが、しかしながら例外的に絶対確保しなければならぬ必要量

のあるものもあるわけであります。今お話のものにつきましてはこれを確保いたしたいということで、ただいま検討を進めておる次第でございます。

○河野（一）委員 しかしもう検討の時期が過ぎて、第一回の關係懇談会もやりになつたやうであります。それらの見通しからして、今の答弁のやうな段階ではなくなつてゐるんじゃないかと私は思ふ。国会はまだ五月まであるのですから、きよう言つたことがこの国会中に、この間はなほはだ相済まなかつたというやうな答弁にならぬやうに——何もくだらぬやりとりをしてもしやうがないのだから、実はこうなつたやうなことを言つていただいた方がいと思ふ。これはできるならたいへんけっこうで、それならそのやうな質問をするのですが、この点いかがですか、もう一べん。

○平野政府委員 お話のやうにもう時期も切迫いたしておるわけであります。昨日も外貨予算につきまして關係懇談会を開き、基本方針を決定いたしたわけでございします。この詳細の内容を發表するといふことは對外的關係からいへばどうもよくないと思ひます。まだ詳細の發表をするといふことは差控えておられますけれども、この中におきましては、お話の通り燐鉱石につきましても、大体ただいま申し上げましたやうな線が確保できるという確信を持つておる次第でございます。

○河野（一）委員 わかりました。それならばたいへんけっこうです。非常に貴重なドルの中から、大体前年度通りのカリと燐鉱石を確保しようといふことですが、それは非常にけっこうだと思ひます。そこで次にお尋ねするので

すが、今年度通りと申しますか、今年度通りのものをもつていたしまして、カリと過燐酸が必ずしも農村に安く配給されるとは考えられません。むしろ硫酸については、比較的妥当ではないかと思われるのに、カリと過燐酸については、海外から相当安く入つて来ておりながら、カリのごときは輸入の価格と地方の農村の実際の入手価格との間に非常に開きがある。それから過燐酸におきましては、燐鉱石の輸入については相当のドル資金の割当をしておるにもかかわらず、過燐酸の農家の入手価格は決して妥当ではないというところは、肥料に關係しておられるお役人さんは全部お認めなると私は思う。これを要するに、どうしてそういうことになつておるかというところは、すべて農林省の責任でありまして、こういうふうな資金が得られて、そうしてそれが生産過程に移つて品物ができておるにもかかわらず、この配給がうまく行つておらぬということでは、全部これは農林当局の責任を負わなければならぬところだと思ふ。しかばそれはどこに悪い点があるかというところ、第一に一番いかぬところは、配合肥料の製造を手放しにしておくことだと私は思う。化成肥料に化けさせて、そうして貴重なカリや過燐酸を不当な価格で農村に配給されておる、売買しておるということが、一番大きな点であることはいまさら私が申し上げるまでもない。今ここに配合に關する肥料取締法の一部を議員提出で改正しようとするところは、これらの点についてわれわれとして大いに考へる点があるからであります。ただ富利のみを目的として、その利益も妥当な、公正な利

益ならばよろしいのでありますけれども、化成の名によつて農村をいたづらにごまかして、そうして不当な価格で販売しておる。今日肥料といへば、むやみに化成だ、というところで、三要素をでたらめに化けさせて、そうして価格も、成分においてもちつとも違つぬものを高いようなことを言つて売つておる。この事実について一体農林当局はどういうお考えを持つておられるか承りたい。

○小倉政府委員 お話のように、カリ肥料それから化成肥料等につきまして、他の硫酸等と比べてみて、そこに若干妥当でない価格が形成されておるのであります。その点については、私どもも同感でございます。

○河野(一)委員 通産省の当局が、今の御答弁ならば幾らか了承できる。しかしいよいよ肥料を共管にしたのは、農村の利益を擁護するために、農村に不利な、不当な肥料が販売されるために、農林省が重大な肥料に対する発言権を持ち、関心を持つておるのです。にもかかわらずただいまの御答弁のように、若干遺憾の点があるというふうな御答弁で、そのまま了承するわけには参らぬ。若干遺憾な点があるならば、その遺憾の点については、これからどういうふうなことをして行かれようとする意図があられるか、一体その点について、どのくらい不当、不公正に販売されているかということの御調査があるか。その調査の点については、今ただちに承らぬでも、後日書面をもつてわれわれに資料を配付してもらえればけっこうです。すなわち化成肥料として、どの程度の貴重なカリや過燐酸がその方面に使われている

か、しかもそのカリや過燐酸が使われた化成肥料が、どのくらいの数量とどのくらいの価格で農村に販売されているか、そのために単味でこれが地方に流れて行き、今回われわれが意圖しております改正のように、地方の土壤に即応するような配合にしてこれが販売されるのに比べて、一体どのくらい農村に一年に不当な価格で売られ、従つて逆に申せば、農村からどのくらい不当な搾取をしているかという点等についての資料を、後刻いただきたいと思ひます。資料はそれだけでよろしいと思いますが、この際これらに對してどういふお考えか伺いたい。先般来私同つておりますと、肥料についてこの際いろいろ法律をつくつて行こうという政府のお話ですが、その中にも、一番大事なこの配合であるとか、化成であるとか、カリであるとか、過燐酸であるとかいふものについては、さしあたり政府は全然お考えないようである。かえつて今日の現状から見れば、硫酸のように、むしろ不当と言えない価格で販売されているものについてのみ汲々として、そして農村の側、国家から見れば一番大事な、今お話のように、ドルの資金の足りないときでも、これは重要なものだから、これだけは前年度通り割当てたという、それだけ一生懸命になつて割当ててそれがしり抜けになつてしまつて、いよいよこれを加工しもしくはこれを農村に販売して農村が入手するときは、カリのごときは、一体輸入価格と農家の入手価格との間の開きがどのくらいあるとあなた方は考へておられるか。むしろ御調査があられると思う。これだけドルを使つて輸入したカリが、現在のよう

なでたための値段で農村に販売されておつて、これに對して何らの手をつけようとならない。しかもこの相当の部分が化成の原料になつて、とんでもない方に化けて行つても、とんでもない価格で農村に売られておることについて、何らのお考えがない。今日の農林省の肥料行政に至つては、実に私は心外にたえないと思つてゐる。一体農林省は何をしようか、いまだかつてこれは肥料行政が低調で、これほど業者の専横な状態にまかせている時代はなかつたと私は思う。これに對して一体どうお考えになつておられるか、この際当局の御所見を承りたい。

○平野政府委員 お話は肥料全般におつた根本問題でございまして、御意見よく政府としても承知いたしてゐるわけでありまして。今御要求の資料につきましては、詳細後ほど提出いたしましてございしますが、政府といたしましては、肥料問題につきましては、国会におきまして、先般来いろいろ御議論のございしました硫酸については、これの調整を期するべく、すでに四国会にわたつて臨時硫酸需給安定法案を御審議願つておるのであります。ただいまお話のカリ肥料等につきましても、何らかの方法を講じなければならぬというところで、先ほど申し上げましたように、まず第一にこれの輸入を確保するというところで、この点に努力をいたしておりますが、さらにこれの適正標準価格といふものを算定し、あわせてこの販売の段階別価格も推定いたし、これを指示いたしまして、適正な運用を期するように努力いたしてゐるわけでございますが、ただいまのところこれを基本的に、配給統制をするとい

ところまで考へておりませんが、一部遺憾な点もあることは承知いたしておりますので、これらの点について何らかの善処方を検討してゐるわけでございます。

○河野(一)委員 私は配給統制をやれという議論を絶對してゐるのではありません。してゐるのではありませんが、相当のドルを貴重なドルの中からさいて、こういうふうに入力する、この量は決して少量ではありません。相当の量であります。この少量でないものが、どうしてあなた方が指示される価格で販売されないかという原因は、一体おわかりになつておられますか。平野さんはおそろしく御承知ではないかと思ひますが、ほかの事務当局はわかつておいでになるはずなんです。具体的に申せば、化成にとられ過ぎるから単味が高くなり過ぎる。一旦単味として流れて行つたものを、また東京まで持つて来て、化成の原料にする、配合の原料にするとは、事務当局はおそろしく御承知でしょう。そういう実情にあるのだから、なぜ徹底的にこれに對する対策をお立てにならないのか。たとえば過燐酸にしてもそうです。過燐酸を配合用の原料と化成の原料に使い過ぎるから、もうかる方に肥料製造業者が持つて行き過ぎるから、単味が高くなつて、農村が今日困窮しておる。こういう実情をおわかりになつておりながら、なぜおやりにならないのか。簡単にできることです。どうすればできるか。配合について押えればいい。化成について押えればいい。なぜ手放しに化成や配合をでたらめに許して、でたらめにやらせるのか。あえて統制ういうめんどろなことをやる必要は毛

頭ない。もう一つ進んで申せば、業者に為替の割当をなさることが第一悪い。あなた方はメーカーをあまり助け過ぎる。メーカーとの線が深くなり過ぎる。私に言わせれば、役人とメーカーの線が通過ぎる。せつかく割当てた為替だから、どん／＼輸入して、どん／＼つくればいいけれども、つくらないからいけない。そして実績によつて業者割当をするものだから、業者が手かげんをして、足りなくなることにこしらえて出してやる。いつでも足りない状態にして、一年間を通すというようになことをして、業者によることの配給統制を行うようなことをしておるといふことに欠点があることは、私が申し上げるまでもないことです。業者の結合、業者の組合だけが強くて、われ／＼農民の側からのこれに対して要求する発言権が従来弱かった。それで今日のような状態になつてゐる。こういうことを一つ／＼われ／＼が申さなくても、そのために農林省が肥料の共済をして、あなた方の先輩が十数年来もしくは数十年来苦勞して、通産省だけにまかせておいてはいけない、肥料については農林省が嚴重に発言しなければいけない、農村のためになるようにしなければいけない、ということ、嚴重にやつて来られた。その従来肥料に関する政策、肥料に関する態度、肥料に関する歴史を、今日の農林当局は汚しておられると申し上げて私は過言でないと思う。今日ほど業者が横暴、かつて、わがままで、もうけるだけのものをもうけて、農村に高い肥料を売つておる時代はないと私は思う。あなた方が苦勞して為替をとられても、このとつた為替は全部農村の

ためにならずして、結論的には一部生産業者の利益を擁護するためにつておることになつておると申し上げても過言でないと思う。これに対してすみやかに適當な処置を講ずる御意図があるかどうか。この点を承りたい。

○小倉政府委員 主として過磷酸に於いての御質問であります。これが化の關係においてせり上げになつておるといふ実情も、経済的な問題としてあるうかと思ひます。御指摘のような実情でもつて、カリナリ磷酸の肥料が高くなつておるといふことも、ごもつともだと存するのであります。私どもといたしましては、ただいま行政的にできる範囲のことを実はやつておりました。化成につきましては、昨年来業界の自願を促してあります。最近の調査によりますと、若干は値下りしておるのではないかと認められます。カリにつきましては、先ほど政務次官からお話のありましたように、一種の行政的な指導価格を公表いたしました。これ以上にならぬように指導的な措置を講じております。こういうた措置によりますだけでは、あるいはなお不十分でないかというふうにも考えられます。従つてなおこれらの措置の実績も考えまして、今後の推移とあわせて上で、御指摘のように外貨の割当との関連において必要な措置を講じて参りたいと存するのであります。

○河野(一)委員 今後の推移を見る段階じやないのじやないですか。過去の実績によつてとかくそういうふうな苦杯をなめておることは御承知だろつと思ふ。これをどういふ法律を新しくつくとつて、こう取締つて行くとか、こういうふうに指導して行くといふなら、

その推移を見てしばらく待ちましよう。私は言う。しかしこの議會に今議員から提出した、地方で配合をやらして、利益を決して中央に奪われないようにして行こうという法律案以外に、あなた方に何か適當な措置があるのですか。何もなしに、従来のは万全を期してやつておるので、もう少し推移を見ろというのは承で可くない。従来悪いというものは認めておられる。そして従来は万全を期してやつて来たんだ、万全を期してやつて来たが従来悪かつた、それじゃこれから推移を見ようといつたつて、見ようがないじやありませんか。この取締り規則を一部改正して、これで万全の処置が講ぜられるとは私は思ひません。こういうふうなものを議會の賛成を得てやるということならよろしい。せつかく為替をこれだけとつたところ、さつき申し上げたように化成肥料をつくつていける。化成肥料をつくるというが、化成肥料はそんなすぐれたらつたばな肥料だとお考えになつておるかどうか。化成にするにやつておるかどうか。化成肥料になつておるかどうか。化成肥料はなければならぬものとお考えになつておるかどうか。そういうふうにして、今のうちに単味で行くよりも肥料率が非常によくなつて、これによつて収獲率が上るとお考えになつておるかどうか。私はそういうふうにお思ひなさい。しかしこれは私の獨断かもしれないが、化成にしてあれだけの値幅があつても、なおかつそれを農村が負担をするだけの肥料率があるのかどうかというところについては、むしろなおわかりなことです。あなた方はこれがけつこう

ばならぬと思つております。そういう点について政府はどういうふうにお考えでございましょうか。

○平野政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、政府といたしましては、硫酸については、これは最近の輸出の關係から申しまして、必要なりという観点から、法案を提出して御審議をいただいております。必要なりが、その他の肥料につきましては、行政指導をもつてこれの適正なる運用を期して行きたい、こういうことで、法的措置をとるといふことまでは考えておらない次第でございます。先ほど河野委員からもお尋ねがございましたが、輸入によるもの、輸入の力であるとかあるいは過磷酸といふようなものにつきましては、輸入量の確保をはかるということと同時に、價格の新政策を行つて、これの適正を期するというに努めておるわけでござい

○吉川(久)委員 関連して……私はただいま河野委員から御質疑がございましたが、ただいまの肥料行政から見まして、また需給状況等から見まして、非常に同感を感じるものでござい

○井出委員 他に質疑はありませんか。——他に御質疑もなければ、この際討論を省略して、ただちに採決いた

したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○井出委員長 御異議なしと認めます。

それでは肥料取締法の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【総員起立】

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本日議決されました三法案につきましては、衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○井出委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○井出委員長 引続き、これより農用電力の問題について調査を進めます。質疑の通告がありますので、逐次これを許します。佐藤洋之助君。

○佐藤洋之助君 私はこの際電気料金値上げの問題につきまして、むしろ当局とわれ／＼とこの場合質疑するといふのではなくて、力を合せて、電気料金を値上げしないように、電気会社に対してある程度の方法を講じてやる、こういうことでひとつ協力して行きたいと思つておりますが、その意味で中島局長及び小倉経済局長に御答弁をお願いいたします。

「委員長退席、吉川委員長代理着席」

実は今回の値上げ案に対して電気事

業連合会から一つのパンフレットが来ておるのであります。これを拝見いたしますと——最近電力が相当不足を告げており、需給が不円滑になつておるので、日本産業に及ぼす影響が非常に大きいことは、私が申し上げるまでもないのであります。私も実は国策として、いわゆる治山治水から利水の道を講ずる多目的ダムを建設し、電源開発をして行くという、国土総合開発審議会の委員を仰せつかつておる一人でありまして、そういう意味において今日電力会社とともに、二十七年以来電源開発に対しての五箇年計画を企図し、本年度末には百十五万キロワット、二十九年年度には八十二万キロワットの開発をめざしてやつておるわけでありまして、これはわが国産業の進展上まことに喜びにたえないことであります。ところが今回の電力料金の一割四分四厘の値上げということは、非常に大きな影響をわが国産業界に及ぼすわけで、ことに食糧増産の面における灌漑、排水用の電力は、その特殊性にかんがみ、及ぼす影響は非常に大きいと思つております。そこで私は、この電気事業連合会の印刷物について、いわゆる値上げをする理由がどこにあるかというところを詳細に検討いたしましたのであります。最近の開発にかかると、発電所建設工費が非常に高い。一キロワットの建設費が、戦前は三百円から四百円程度であつたものが、最近は一十万円から一十二万円の高値である。そこでどうしても新設の発電所から出る電気の原価が高くなることになる。つまりこの建設費が三、四百円の時代な

らいたが、現在は十万円以上かかるのでありますから、それに関連して金利とか償却費とかいうものが非常に多くなり、結局資本に対する負担が大きくなる、いわゆる資本費が莫大にかさむというのが理由のようであります。従来の発電所は、水力の場合でありますと発電原価は一元そこ／＼であつたのだが、それが最近では三円七十銭くらいかかるようになってあります。だから原価のうちの資本費が、一円のときは二割くらいでしたのが、最近の新設発電所においては大体六五割くらいの資本費になるわけですね。また金額としては二百六十四億の赤字で、これが一四割に当ると言つておる。こういう点がどうして値上げをしなければならぬ理由のように私は拝見したのであります。そこで、これは電力会社としても言い分はあるだろうと思つて、われ／＼国政に参与する意味からいつても、これらの電力会社に対して、国家的にある手をやはり打つてやつた方がいいと思つて、しかし一面において、今の二十九年年度予算の編成方針を見ても、いわゆるデフレ政策であるとか低物価政策であるとかいう際において、こういう原動力である電力料金を上げるということになると、今河野君が言われた肥料の問題にしても、硫酸のときもものも電解法では百六十円、ガス法では百八十円、平均して一かます六、七十円も上るといふことになり、これのあとに及ぼす影響が非常に大きいと思つなければならぬわけですね。これらに対して通産当局あるいは農林当局として、どういふふうな考えを持つておいでになるか。あるいはこの問題が出て来まして、いかなる手を打つたか、また今後どういふ手を打とうかということについてのひとつ御見解を、伺つて

おきたいと思つております。そこでまず中島局長さんから、これについてひとつ御説明願ひたい。

○中島政府委員 電気料金の値上げにつきましては、一月の二十日に申請がออกมาして、現在なお検討を続けておるわけでございますが、この電源開発の進捗に伴ひまして、逐次電力の原価が高騰しつつある、従つて早晩この料金の引上げは免れまいというところは、すでに昨年以來われ／＼も予想しておりました。昨年の夏ごろから、できるだけこの引上げを抑制いたしたすため、いろいろ努力をして来ております。それはお話の通りに、この原価の増高ということとは、主として資本費の値上りということになります。従つて金利あるいは諸税といったようなものが、新しい水力発電費につきましては全体のコストの九〇％以上を占めてい

るという現状にかんがみまして、金利を引下げ、また税金を減免するという方向につきまして、いろいろ折衝をいたして参つたのであります。なかなかいづれも容易に進行いたしませんでしたが、最近予算の編成前後におきまして、ようやくある程度の数字が出ておりますが、それだけではまだ十分ではございません。ただいま出ておりますのは法人税、事業税、固定資産税のこの三つの税制につきまして、ある程度の減税の措置をいたし、それから金利につきましては、開銀の貸付金の七分五厘に一分引下げております。これはすでに決定いたしております。この減税措置等も法案が通りました場合におきまして、この金利とあわせまして、全体でいへば一割四分四厘という値

上率から二分六厘程度がその面だけで引下げられる、こういうところまで来ております。従つてその残りのものはこれはもし今のような考え方がさらに一層進められるか、あるいはまたもう少し速つた税制につきましても考えられるということであればいいわけでありまして、現在のわれ／＼の努力によつて、今のところはその程度で、これ以上は今すぐ急速に何らかの方法が実現できるというふうには、遺憾ながらわれ／＼は期待できないわけでありまして、しかしほつておきますと、将来もだん／＼に電力の原価が上つて参りますので、今後の問題としては、むしろ税金につきましても、さらに一層の減免措置を講ずるようになつていきたいと思います。

それから税金あるいは金利を除きましたその他のいわゆるコストの問題でございますが、それが、実際に業者の申請しておりますものがどの程度まで認められるかということとは、目下検討の段階でございます。いわゆる低物価政策あるいは石炭に対しまして炭価の引下げの政策というふうなものを考えます場合に、ある程度経費の面におきましても将来引下げを期待できるものがある、これはできるだけ考慮いたしまして、たとえば石炭費等は、現在でも申請の根拠になつております昨年の上期の実際の炭価に比べて、すでにかなり低落いたしております。この傾向が将来ずっと続くと思へば、相当大幅に発電費においては原価が下るといふことになつております。それやこれやはかの点につきましても十分検討を加えまして、最終的に結論を得たいと思つております。もちろんわれ／＼といはし

まして、できるだけ値上げを抑制したいという考えでありますので、やはり電源開発というものは将来もお続けなければなりませんし、それにつきましても、自己資本というものを調達しなければならぬという見地から、もし何らかの方策を講じないで、しかもある程度認めらるべき値上げが認められぬということになりますと、これは電気事業にとつては、将来の発展政策のために非常に憂うべきことでありますので、そういうことがないように、しかもできるだけ値上の幅を抑制するようにというつもりで努力しておるわけであります。

それから特に各事業者に対しまして影響をそれ／＼調べておりますが、御指摘になりましたような肥料あるいは農事用電力というものにつきまして、現在申請されておりますままの制度で行きますと、かなり大幅な値上りになります。その理由は特に肥料につきましましては、従来割当でもつて比較的他のものに比べて、安い電力が割合に多く割当てられておつた関係上、従来はほかのものに比べて比較的電気が安かつた、それが今度は一律の方式によつて料金が計算されます結果、非常に値上りが大きくなるということになるわけでありまして、これでは非常に困りますので、特に電気炉については、いわゆる負荷調整をするということにしまして、できるだけ安い電氣を使つてもらふ、料金の特約と申しておりますが、工場別にそういう特約をいたしまして、大幅な値上りにならないようにというのを各社では考えております。またわれ／＼の方でも、もし実施する場合にはそういうふうにと

うことを指示しております。従いまして、それはむしろ現在のところは、各電力会社と折衝いたしておりますのは、今申請されております制度及び料金をベースにしていろいろ相談をいたしておるわけでありまして、これはかなり認可されるにいたしまして、内容的には相当の修正が行われますので、最終的に特約の結果どの程度の料金になるかということはまだ出ておるわけではございませんが、現在の申請の制度を基礎にいたしまして、その点について一応そういうふうなことを考へておるわけであります。

それから農事用につきましても、これは特に地方によつても違ひますけれども、三割から五割、あるいは八割以上の値上りになるといふような意見も出ておる、なるほど相当高くなることもあるようでありまして、これは特殊な使用方をいたしまして、いわばどちらかといひますと、比較的水の多い豊水期に農事用電力というものは一番多く使われるわけであります。そういう意味からいたしまして、現在電力業者が申請いたしておりますもの、ある程度の割引はいたしておりますけれども、それをもう少しその点で大幅に考へる必要があるのではないかと、まだ結論は出ておりませんが、考え方としては、そういうふうなことを考へております。

○小倉政府委員 電力料金の値上げにつきまして、農林省といたしまして関連する点につきましては、肥料の価格でございますとか、あるいは灌漑排水の電力料でございますとか、その他農事用の電力がございまして、まず肥料用の電力につきまして、電力会社の

方からの申し出によりますれば、おはなしのうちに相当確安、石灰窒素等の価格に響きますので、この点についての考慮方を通産省の方に申し出ております。それからまた灌漑排水につきましても、これもお話のように相当値上りがする、また月によつて違ひますが、農地局の計算によりますると、四割あるいは高ければ八割程度にも上るようなことになりまして、従来のような特別の料金制度でもつて、これまでの支払つた金額を著しく上らぬようにという措置がでないかということに依頼をいたしております。その他の農事用につきましても、同様なことで依頼をいたしております。

○佐藤(洋)委員 今の考え方はわれわれと同感なんです、小倉さんひとつ、農林省としては重大問題ですから真剣にお考え願つて、できるだけ手を打つていただかなければならないと思つております。農林省が通産省に出した通達を拝見いたしました、きわめて微温的で、こんなことではいかぬと思つて、上げられたい、へんです、から、もう少ししつかりしたい意味で、私はきょうは主として灌漑排水用の電力について、上つた場合の事例を少し申し上げたい。それからあと同僚議員が、肥料の問題とかその他の問題をお話になると思つたのですが、私は主として灌漑排水の問題について申し上げたいと思つた。

実は灌漑排水用の電力の問題は、私は年来主張しております、何らかの方法をもつて政府がこれに対して補助したらいいだろう、あるいはまた相当額を国家が持つべきものだといふ議論を私は持つておつた。これは東畑君と

も何とかしないかということ、しばしば相談したのですが、今日に至つて今度の一割四分四厘の値上げは、一応見ると会社は一割四分四厘であるが、この灌漑排水用の電力というものは、非常に計算が複雑である。その結果は結局最終段階に至る、八割六分程度に上るのです。これは農林省からもらった資料ですが、これを拝見してみても、東京地区が一番上つて、灌漑排水用としては、一割八分九厘上る。それから中部地区が一割八分七厘、東北方面は三割の値引きなんです。関東は二割です。その差はありますけれども、東北方面は比較的軽いのです。

そこで私は、幸いに通産省の局長さんもおられるので、灌漑排水用電力がどんなにややこしい計算でどういふふうになつて行くかという事例を少しお知らせします。かりに茨城に例をとつてみます。茨城は現在地区数が三百八十二地区あります。それから排水用機械の台数が九百四十七台、契約キロ数が二万四千二百二十八キロあるわけです。支払いの料金が二十七年で七千六百万円あります。このために受益面積は四万六千町歩、茨城県としては非常に大きい。私も試みに茨城の農地委員に依頼して、利根川を中心とした排水灌漑の調査をいたして、台数及び馬力数を出してみたと、全部茨城は御承知のように利根川を持つてゐる。利根川水系は鬼怒川、小貝川、あるいは渡良瀬川というものを持つておつて、結局霞ヶ浦から千葉県の銚子に抜けております。地形の上から栃木県方面の水を全部引受けておるために、排水の面に非常に困難を生じており、また他の県に比較して非常に多

い。排水に要する電力料のトータルは、全国でおそらく七、八億じやないかと思ふのです。どうですか、小倉さんの方で調査ができていますか。農地局の方はわかつておるのですが、あなたの方ではできておらぬかもしれませうが、私の記憶では七、八億と思う。その一割を持つてゐるという状況であるから、いかに排水灌漑用の電力料金が大きなものであるかということに想像にかたくないのであります。たとえば私の住まつております近くに五所沼という干拓がある。これは県営干拓であつたのを五所沼の水利組合に委譲したのでありますが、わずか七十五戸で、一箇年電力料を八十五万円払つておる。一反歩当りの組合員の費用が三千二百円だ。そこで五所沼における今回の電力料値上げを見ると、やはり八割程度の値上げになるわけです。そうすると、さらに倍加した費用負担になつて一反歩四千円がらみ、ちよ／＼米一俵という莫大な負担になつて、どうして組合の運営が耐えられないかという事例に逢着するわけです。今度はその隣りの釈迦水の耕地整理組合も、長井沼の耕地整理組合も、飯沼の耕地整理組合も、かりであります。そこでこの算定方法ですが、会社としては一割四分四厘ということになつておる。これは基本料金ですが、言いかえれば需用料金である。その上に使用料金を二割引きとして一円四十五銭というものを支払うわけです。さらにまた超過に対して一〇％の超過料金をとりまします、それが八円八十銭の割となり、非常に高率な料金となります。そうしますと、飯沼村の耕地整理の馬力負担というものは莫大になつて来る。

これは単に一箇所の実例でありますけれども、この会社の一割四分四厘という表面の値上げは、簡単に言うと一割四分四厘だが、実質的にはこういふふうに入割分も上つて来る。というふうな実情になつて来る。というふうな負担に耐えられない。この会社の料金の算出法というものは、私は当局者から聞いたのですが、しろうとはなかなかよくのみなめない。のみ込めないうところに料金徴収の魔術がある。そこで莫大になつて来てしまふ。こういうような情勢であると、灌漑排水用の性格からいって非常に重大なことになつて来はせぬかと思ふのでありまして、これについてひとつ中島さんや小倉さんの御意見を承つておきたいと思ひます。

○中島政府委員 実際の値上率が一割四分四厘よりも上るといふことは各方面で言われておりますし、それも事実でございます。電気事業者が言つております値上げの比較をします場合のベースは、二十九年の需給の想定をいたしまして、その需用がこの程度行くだろうという量を一応推定するわけでございます。現実の実績を離れて、二十九年の需給計画に基いて、その需用者がどのくらい使うか、そして現在の料金制度をかえない場合に、標準料金と追加料金がどれくらいか、これも過去の実績その他から推定して、一定の想定をしておられるわけで、結局料金制度あるいは料率を全然かえませんが、その需用者は来年度においてはどの程度の料金が値上げになるか——これはたとえば二十七年あるいは二十八年の実績に比べますと若干それがすでに上つております。その

上つたものと、今度出して来ております申請の値段で行つた場合と比べますので、従つてその値幅が一割四分とかあるいは一割七分という数字になる。しかし需用家の方では、現実にはたとえば二十八年度において支払つておる電力料というものが頭にある、また来年度は同じ電力を使った場合にどうなるか、こういう比較をしますもので、従つて電力会社の言つておりますものと需用家が考えます場合とは、その基礎が違ひます。従つてそこに開きがでる。これは非常に誤解を招いておられます。私どもの方でそれをもう少し簡単に考えやすいように別の計算をしてみましたのであります。それは二十七年五月に現在の料金制度が認可されておりましたが、これによりましてこのときに想定された電力の総原価を二十七年に予定しておりました総収入で割りまして、結局一キロワットアワー当りの料金が幾ら、これは全体で平均いたしましたと四円七十四銭ということになります。それから今度全体の総原価が幾らになるか、二百億といふことを言つておりますが、その全体の原価を、二十九年に予定されておる供給給量で割りまして、それでキロワット・アワーの単価を出しておきます。そうしますと二十七年のものと二十九年の開きが一割八分六厘、つまり電気事業者の一割四分四厘といふものは、位取りがすでに上つておるという関係から支出はかなり低くなつておりますが、しかし現在の料金ベースと比べますと一割八分六厘の開きがある。原価の問題ではさうであります、収入を想定いたしますと、これは御承知のよう

に、電燈あるいは小口電燈等が二段料金制度をとる場合には、追加がよけに入つて来る収入がふえる。収入をどういふふうに入定するかといふことによりまして、もし高い電力がよけい売れるといふことであれば、必ずしも大きく値上げをしなくても、それだけ原価の総合がふえて行く。従つて実際の値上率と原価の値上率とは必ずしも一致いたしません、現在の料金制度と比べれば一割八分くらい申請通りだと上つておる。そこに非常に食い違ひが出て来るわけでありまして、そこで農業用のもの等につきましても、お話をうに料金はのじき方が非常にめんどうで、われ／＼にも簡単にわからぬような仕組みになつておるわけですね。もう少し明瞭に単純化したいという気持は持つております。たとえば需用電力料金の定め方、あるいはその追加の取り方、こういうようなものをもう少し合理化して、全体で払ひます料金は、需用電力料金とそれから電力量に對しまして取るアワー料金といふものの比率をどうするかによつてかわつて来ます。それをできるだけ合理化して、一般の負担のかからぬようにしたいといふこともいろいろ検討いたしておきます。農業用のもの等につきましては、現在すでにある程度割引をいたしておられますけれども、さらに今のようない見地から、一般の値上りがかりに一割五分とか二割であるのに、三割とか五割とか上る場合には非常におもしろくないので、そういう点につきましてはできるだけ是正するように、制度上あるいは料率の方につきましても検討して、できるだけ上り方を少くしたいと考えております。

○佐藤(洋)委員 お話のように、表面は一割四分四厘でも、実際はじいて行くくと非常に上つて行く。実例をお話いたしますが、茨城県猿島郡の香掛村といふところにあつたのですが、飯沼町、反町水除堤水害予防組合は、今度の改正でどれくらい払うかといふことの実例を申し上げますと、昭和二十八年度は、御承知のように馬力は九百六十馬力の排水機ですが、使用電力量は五十一万四千七百二十キロワット使つて、百二十七万四千八百八十二円の料金を支払つておりますが、今度申請されました新料金制度によりまして、同じ使用料で標準料金のみで支払うとして百八十三万九千八百八十五円ほどになり、約四割四分の値上りになるのです。また割当制を適用されるとすると二百一十一万七千七百三十三円となり、六割六分の値上りになるのです。この地形を申しますと、栃木県から流れて来る水の捨て場所、実に気の毒な排水なんです。三年に一べんといふといふ地形なんです、莫大な費用をかけて排水池をつくつて、栃木県あたりから流れて来る水を引受ける、こういう実情にあるのです。だからどうも生産意欲を阻害されますし、御承知のように灌漑用水電力の特殊性は今中島局長さんがお話になつた通りであります。が、実際その用途は主生産だけなんです。だからさういふふうには考へて参りますと、どうしても政府の低米価政策による公定価格では供出がでなくなつてしまふ。ここは非常に協力していただくところなんです。使用の方法は天候のいかんによるわけですね。ですから使用の時期は限定されておる。五月から九月中旬くらいは三箇月くらいに限定されておる。電力をうんと使つて

きには収獲量がない。収入があるときには電力を使わないといふような逆な情勢にある排水ですから、まことに実情から言つて気の毒なんです。それから、水田の状況なども末端なんです。建設費や何かも非常にかかるという情勢におかれておりますから、従来とも特殊な料金を支払つていたことは申し上げるまでもない。この特殊性を大いに生かしてもらわなければなりません。経済局としてもこの特殊性を強調して、大いにこれを生かしていただくまいと、これはほんとうに四万六千町歩にわたるんですから、茨城としては大きな問題です、全国的にも灌漑排水の料金の特殊性を考慮願つて、われわれもやります、大がかりでやつて、一面電気会社の合理的な運営を促して、國政的に、國策的に何らかの手を打つてやるということで行きたいと思ひます。今灌漑用水に対する特殊性のものをいろいろ聞いて来たのですが、これはいまさらこの席で申し上げるまでもない。よく認識しておられると思うので私はやらぬ。けれどもこの成行きについて平野さん、あなたからお考へを述べていただきたいと思います。○平野政府委員 電力料金の値上げの問題につきましては、農林省としても重大な関係があるわけであります、政府としてもまた大問題であるので、今検討いたしておるわけであります、が、政府としては極力値上げを避けたといふ方針のもとに進んでおる次第でございます。ただ電力会社の電源開発等の進展状況によりまして、ある程度の保護政策と申しますが、そういうことも必要であります、しかしなが

これは電力料値上げに求むべきものでないという事で、法人税あるいは事業税の減免並びに電源開発事業に對する金利の引下げというふうな方途をもつてこの問題を解決するということに、大体進んでおるわけでありま

臣もこの問題については非常な関心を持つておる、むしろ値上げをしないという線で行きたいという今のお話を聞いて、私も意を強うしたのでありますが、今後ひとつそれを忘れないように、大いに推進して行つて、値上げをしないように願ひたい。電力問題は、農業用といつても、たとえば水稲電気温床の問題であるとか、あるいは誘蛾燈の問題であるとか、いろいろありますから、この電力値上げというものは、そういうものに非常に大きな範囲において影響するところが多いと思ふんです。な

の御言明によつても、電力料金の値上げは極力押えて、特に農事用の電力料金は現行通りの線に抑止して行きたいというふうな御意思が明確に表明されたわけでありまして、ここでその可能性の問題について若干お伺ひしたいわけでありまして。現在におけるところの国内の電力の消費量はおよそ三百十億キロワット・アワーというように承知しておるわけでありまして、そのうち農事用の電力消費は四億七千万キロワット・アワー程度でありまして、これは全体の消費量から言つて一・二%くらいにしかならぬわけでありま

つきましては、その原価主義を崩さないで、結局電気の使い方その他において、どういふ点で合理的に、たとえば値引きすることが認められるというところにつきまして、いろいろこちらで苦勞しておるわけでありまして、何らかの理由を見つけて、それに応じて料金をできるだけ低く押えるというふうな事、しかしその場合におきましても、原価主義を全然放棄するということはいたしたくないのであります。

では、同じ原価主義の場合においても、これを十分に分析し圧縮して行つたならば、かかる料率の値上げを行わなくても、今言われたような原価主義のわく内においても、あるいは押え得るのじやないかというふうにも考えますが、そのようなお考えで、原価主義は一応認めて、その建前の中において実質的な値上げがされないというふうな指導を行う御所存であるかどうか、その点であります。

やつておりましたアルケーションを廃止するといふことのために、非常な値上りになりました、従つて肥料が上れば当然米価に影響を及ぼす、米価が上れば賃金ベースの引上げを起す。すなわち日本の経済の根幹をゆすぶるといふことになるから、絶対に電力料の値上げはやらないといふことは通産省の方と申合せをしましたし、ことに先般来愛知通産大臣にこの問題につきま

が、要するに委員会としては、ひとつ何か強い意思表示をしておきたいと思ふんです。それは適当な機会に御相談の上でやりたいと思ふんですが、結論として、この問題が与ふる影響は大きいといふことを強調いたしまして、一応私はこの程度で終りたいと思ひま

消費量であるといふ場合においては、特に農事用電力の持つ一つの意義といふものを十分検討した場合において、これをすえ置いても、全体の面に対してはそれほど影響がないといふことが、おおよそ察知できるわけでありま

入ると、そのコスト主義といふものはたして妥当性を持つてゐるかどうかといふ点に多分の疑点があるわけでありま

か、あるいはどの程度上げられるかという結論はまだ全然出ておりませんので、特にただいま、たとえば農事用の電力を上げないですえ置くためにそういうことをするといふことでなくて、できるだけ押える、そこでいくつもの範囲内で押えるといふことでありまして、もしいかにくふうしても全般的に上るといふ結論が出ました場合には、その場合に農事用だけをすえ置くといふ前提のもとに今のような作業をするといふことは、ちよつと困難でありま

に、しばしば懇談を重ねておるわけでありま

○吉川委員長代理 芳賀賀君。単なる質疑を行いたいと思ひます。今度の電力料金の改訂の会社側の要求といふものは、結局原価主義を採用して行きたいといふところに一つの表現が見受けられるわけでありまして、この場合問題になるのは、農事用の電力料金が、一四%程度の値上りに比べて非常に値上りの幅が多いといふところに問題がある。特に農事用の電力料

確かなお考えがあるかどうか、その点を確認しておきたいのであります。

質力の消費量に比べて非常に料率が高いといふことになつておるわけでありま

を考へ出すといふことにつきましては、われわれとしてもできるだけ努力をしたいと思います。

御意見を拝聴しまして、私どもとしてはいよいよその信念を固めたわけでございますし、特に茨城県の詳細なる御事情を承りまして、一層電力料の値上げ不可能といふことを痛感する次第であります。御意見を尊重いたしまして必ず御期待に沿うように努力する所存でございます。

○佐藤(洋)委員 平野政務次官は最近推進力がなかくありまして、予算の獲得といい、非常な御努力ありまして、今確信ある御答弁で、愛知通産大

金に値上りした場合に、農家の生産面あるいは経済面に対して、さらに国民生活全般に対して及ぼす影響が大きいわけでありまして、ただいま農林次官

非常に多い時と、ほとんど用いない場合において、季節的に電力の消費が非常に多い時と、ほとんど用いない場合とあるわけでありまして、こういう場合においても、定時制のもとに一定の料金をとるようになつておるといふよ

○井出委員長 川俣君。○川俣委員 中島局長にちよつとお尋ねしておきたいのですが、これは質問

というよりも、あとで資料をお出し願いたいという意味で質問しておくのですが、一体原価主義をとられるということですが、電気料金の原価主義というものを局長のところで正確に把握できるといってお考え方でおられるかどうか。その内容をもう少し申し上げますが、電力会社の帳簿は、自分が立つております電柱の敷地さえ不明確な帳簿です。また資産につきましても、これは会社が投資した資産でなくて、消費者に負担させた資産も出て来る。それらもみんな自己投資のようなかつこうで原価計算がされておるのじやないかという懸念がある。懸念がないとすれば、そういうものを区別したものを、一体正確に把握されておるのかどうか、現在までは把握してなかつたはずだと思ふのです。電力会社自身が正確に把握していないのに、あなたのところで正確に把握できるはずがないと思ふのです。電力会社は不明確であるが、局長の手元においては正確に把握されておるといふなら、その通り御説明願いたい。そういうデータをしっかりとつかみ得ないのに、原価主義をとるのだと言つてもそれは空論になりはせぬか。学問的には原価主義をとるのだという説明はできるでしょうけれども、把握できないものをもつて把握できたごとく装うことは、本来の原価主義に反するのではないかと思ふが、この点どうです。

○中島政府委員 公益事業局としては、電力会社の原価は十分把握しているつもりであります。たとえばたいま御指摘のありましたような、需用家の方で設備をしたが、今度電気会社の

所有になつたというようなケースは、会計規定上あるわけでありませう。もしその工事費を電気需用者に負担させまうとして、当然自分の設備として入れるというところであるならば、それはそのように見るわけでありませうけれども、それをいいたしますと、たとえば非常にへんびなところになんか電気を引くという場合ににおきまして、かなり大きな施設があるわけですが、それを全部需用家につけなければならぬということにもなりますが、そういう場合には特殊な施設をする需用家の負担にするのであります。従つてその場合にはそういうものは料金の原価の中に入つておりません。それから施設しましたものが、電気事業者の所有になるというところは、これは保安上の見地からそういう立場をとつておられますが、その場合にはその資産は電気事業者の資産として上りますけれども、これに對しまして償却等はいたしておりません。従つてこれも原価に入つておりません。

それから電柱の場合は大体使用料を払つておられますが、電柱の敷地は多分電気事業者の所有じやないと思ひますが、大体詳細な会計規定等がございまして、相当な陣容をもつて逐次監査をやつておられますから、電氣に關しましては、他のいづれの産業に對しますよりも、内容につきましても一番はつきりつかんでおるのではないかと、かように考へております。

○川俣委員 これは中島局長にもう一度御反省願わなければならぬ。というのは、ほかの産業よりも電氣が原価主義をとる場合に一番把握しやすい状態にあることは、これは、これはまことに明瞭です。この最もつかみやすい原

価主義すら十分つかんでいないのではなからうかと、あなたに問題がある。今あなたは電柱については十分把握しておるといふことを申されておられますが、先般東京電力を呼びましたときに、敷地などが一体だれの敷地を借りておるのかわからない、従つて料金も払えないでおるといふ状態だということに、会社自身が十分把握できないのに、あなたのところで把握しておるといふ話ですが、どういふ方法で把握できるとおっしゃるのか。それは会社の内容を調査されて把握するのだと思ひますが、会社が把握できないのにあなたの方で把握できるということはどういうことですか。どういふ調査によるのですか。

○中島政府委員 電柱につきましては、先ほど十分把握しておるとは申しとおりましたが電柱の敷地は会社が使用料を払つて借りておるのであります。従つて会社の資産になつていないのじやないかというふうに申し上げたわけでありませう。もし会社の敷地であれば、当然帳簿に出るわけでありませう。○川俣委員 そうじやないのです。逆に当然支払わなければならぬ電柱敷地料金を支払つていないということなんです。これは当然コストに入らなければならぬでしょう。だから支払つていないのかいというのか、払つていない金額が相当数に及んでおるわけですか。それは相手不明であるために支払えないという答弁なんです。日本の国土の中で、相手の所有者が不明だということはあるにせよ、それはじやないですか。日本領土の中において係争中のあることは認めなければならぬ、所有者が不明だなどというものはあり得ないじやないですか。そのような動

ない明瞭なものさえ把握できないのに、あなたのところで把握しておると言われるから質問しておる。

○中島政府委員 そういうケースもあるかと思ひますが、これは直接原価に關係しないと思ひます。それから電柱の敷地料につきましても、当然支払わなければならぬ金額と、それから實際支払われている金額との間に開きがありまして、従つてまだ支払つていないものがかなりあるようです。これは取立て債務になつていて關係上、電気会社の方でも一々支払いに行かない、権利者の方からもとり来ないという關係で、そのままほつて置かれるというものであります。そういう事實は若干あるようです。

○川俣委員 若干あるというよりなことにじやない。東京電力だけでも相当数に上ると思ひます。今どのくらいあるかというのを正確に調査を求めておられますが、約三月になるけれども、まだデータさえ出して来ない。簡単なものであれば、もうとつと出て来なければならぬはずですが、出せないという状態は若干じやないはずですか。ごくわずかなものであれば、出て来なければならぬはずですが、非常に件数が多いために、待つてくれと言ふのです。これは大分あなたの答弁と違ひます。ごく僅少なものであれば即時出せるのじやないかと思ふが、相当数あるために出せないと思ふ。そこで、これは原価に關係しないと言ひますけれども、敷地料金など当然これは原価に關係があると思ひますが、あなたの方の原価主義の中には、この敷地料金あるいは敷地料金賃料というものは、コストに入らないという見解ですか。これは非常に違ふと思ひますが、どうですか。

○中島政府委員 關係ないと申しましたのは、支払つておられない場合に、それが支払つておられるから、それだけ原価を安くするといふような性質のものじやないといふことを申し上げたのであります。むしろ原価の中には、賃貸敷地料というものは入つて来ると思ひます。従つて今度は、若干これも引上げた率でもつて計算しております。

○川俣委員 それではお聞きをします。が、支払つていない額が相当の金額に上るなら、この金利はどう見ますか。原価に入るべきですか入らないべきですか。当然義務を持つてゐるものを義務を怠つてゐる。普通から言へば、原価主義から行きますれば、義務を怠つたところのものは原価に入らないといふ計算もできないことではない。しかしながら資金の運用の面からいって、それだけ資金運用をしておられますから、またそれだけ借入れをせずに済むのでありますから、当然原価に入らなければならぬという面も出て来なければならぬ。それで一体どのくらい借入れをせずに済んでいるかというふうにあな方は計算しているか、あるいはこれらの金利を、どのくらい原価の中に見積られておられますか、一つの会社の例をあげてもつけようです。

○中島政府委員 ちよつと手元にそういう数字はございませんけれども、しかし今のうちに、支払われない敷地料がかなりたまつておられて、それで金利がかせがれてゐるという場合には、これは過去の実績といたしまして雑収入に入つて来るわけですか。そういうものが今後続けば、将来もそういうものが入るといふことで、それだけは収入

として控除されますから、それだけ原価は安くなる。従つて払わないからといって、全然除いてしまうことは——一方に義務はあるのでありますから、義務を免除するわけに行きませんから、敷地料として払うべきものはやはり払う。しかしその支払いが遅れたために金利をかせいだということになつたら、それは当然別の雑収入として差引かれる、こういうことになるのであります。

○川俣委員 それで明瞭になりまして。あなたの計算で行きますと、正確なものを把握した場合においてはその通りになる。それでは、一休会社自体がどのくらいな債務を負うているか不明確だといふ場合はどうなる。問題はそこにあるのです。原価計算が出るのは、当然そこに基礎がなければならぬはずで、それが正確なものは期し得られない、今調査中であるといふものが、原価計算の中に入るわけがない。一体どれだけの債務を負っているのか正確じやない、こう言つていふので、それはいろいろ個々によつて条件が違ふために、平均このくらいであるといふことは言えるけれども、正確なものをつかみ得ないという説明なんです。この点はどうですか。

○中島政府委員 電柱はいろいろな工事によりまして場所がかわることもあります。あるいは条件もございいますから、實際がしつちゅうかわつておるといふふうな実情にあると思ひますが、そういう関係からすぐに調べがつかぬということになることはあるかもしれませぬけれども、しかし当然に原価を出す場合におきましては、電柱の本数はこれだけであるといふことを基

礎にいたしまして出しておるわけでありませぬ。それを本数を数えるところまでは、どうもわれわれとしてはできません。

○川俣委員 それでは各電力会社ごとの電気料金原価の資料を提供してほしいと思ひます。

○井出委員長 ただいま資料に関する要求が川俣委員からございましたが、この際委員長からも一言申し上げたい点は、電気料金の値上げが農業関係に非常な影響を及ぼしておりますことは、本日委員諸君が指摘された通りであります。ことに硫酸工業に対する影響といふふうなものを少し知りたいわけでありませぬ。こういうことは今われわれ肥料法案を本委員会でも扱つておりますので、その資料にもいたしたいので、これはひとつ農林経済局の方でも、それから通産省の軽工業局からも提出をお願いしたいと思います。佐藤洋之助君。○佐藤(洋)委員 この際本委員会におきまして農業用並びに肥料用電気料金の値上げに関する件につきまして決議をいたしたいと思ひます。

その案文を朗読いたします。
農業用並びに肥料用電気料金値上げ問題に関する件

今般全国九電力会社は、電気料金改訂を政府に申請し、現行料金に比し平均一割四分四厘の値上げを意図しているが、この改訂案によれば農業用電気料金は、一般に比し特に大巾な値上げとなり、最高は二倍以上に達するものと推定される。又硫酸工業についても料金の値上げを理由に相当程度の値上りが予想され、これらが経済力脆弱な農業生産者に及ぼす影響は洵に軽視し難いもの

がある。

現下における我が国内外の経済状況を顧みるとき、電気事業の公益的性格に徴し、会社経営の合理化を更に強化せしむると共に、その他総括原価軽減上必要な措置を行つて、料金値上げを中止するようつとむべきであり、特に政府は、左記につき万遺憾ない措置を講ずべきである。

記

一、灌排水用、脱穀調整用及び誘蛾燈の農業用電気料金は、一般の料金と切り離し別建てとして、現行制度通りとすること。
二、契約期間中と雖も使用しない月は、需用料金を免除すること。
三、水稻、養蚕用等の電熱利用及び誘蛾燈に類する電灯利用については、これを農業用として前項同様の特別扱いとすること。

四、肥料工業については、電気料金の値上げを理由に肥料価格の高騰をもたらしことなきよう格段の留意を払うこと。
右決議する。

昭和二十九年三月十二日

衆議院農林委員会

○井出委員長 ただいまの佐藤君の提案に対しまして、御意見があれば発言を許します。——他に御意見もなければ採決いたします。ただいまの佐藤君の御発言通り本委員会の決議とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めます。よつてただいまの決議は決定いたしました。

○井出委員長 次にお諮りいたします

す。中澤茂一君より林業に関する小委員を辞任したいとの申出がおります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めます。つきましてはその補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認め、中村時雄君を林業に関する小委員に指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十五分散会

〔参照〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
肥料取締法の一部を改正する法律案(網島正興君外二十四名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年三月十六日印刷

昭和二十九年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局